

マイナンバーカード交付関連書類の紛失について

1 概要

南区役所で保管していた、平成29年1月から3月までに南区で交付したマイナンバーカードに係る交付関連書類（段ボール箱2～3個、1931人分）を紛失しました。交付関連書類は15年間、令和13年度まで保存すべき文書でしたが、平成29年度から令和2年度までの文書廃棄時に、誤って廃棄してしまったものと思われます。

紛失した書類にマイナンバーは記載されておらず、また、マイナンバーカードの効力に影響はありません。

なお、紛失した書類に記載されていた内容が悪用されたなどの情報は現在まで寄せられておりません。

交付関連書類：

- ・予約表（予約時間、氏名、生年月日等が記載されています）
- ・交付通知書（カード受領者の住所、氏名、（代理受領の場合は電子証明書暗証番号）が記載されています）
- ・個人番号カード交付確認票（マイナンバーカード受領者の署名が記載されています）
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）のコピー

※網掛け部分が個人情報です。

2 経過

○令和3年10月8日（金）

戸籍課において、マイナンバーカードを保有する方からの問合せに対応するため、平成29年3月にカードを交付した際の交付確認票を探したところ、区役所共用書庫に保管されているはずの交付関連書類が見当たりませんでした。システムの情報を確認して当該問合せに対応した後、共用書庫内及び戸籍課執務室内を探しましたが発見できませんでした。

○10月11日（月）から11月30日（火）まで

戸籍課職員が継続的に共用書庫内と執務室内を探しましたが発見できませんでした。

○12月1日（水）から同月9日（木）まで

区役所内の書類の保存が考えられる全スペースを区をあげて搜索しましたが、発見できませんでした。

3 原因

当該書類は平成28年度に処理済みのものであり、日頃の業務の中で使用しません。そのため、戸籍課執務室内の書庫で1年間保管したのちに、共用書庫で保管していたものです。

当該書類については保管場所一覧を作成しておらず、戸籍課執務室内の書庫から共用書庫へ移動させる経過についても記録をとっていなかったため、当該書類を紛失したことを把握することができませんでした。なお、両書庫とも鍵がかかり、部外者の侵入は考えにくい場所です。文書廃棄時の確認が不十分だったため、誤廃棄したものと考えられます。

4 再発防止策について

今回の保存文書の紛失を踏まえ、保管場所一覧を作成し、戸籍課執務室内の書庫から共用書庫への移動を記録するなど管理を徹底するとともに、文書廃棄時には保存期間中の文書の状況を確認します。

また、文書廃棄時に廃棄すべき文書をより厳重に確認するよう職員に周知徹底し、廃棄する箱の中身の責任職による確認を行っていきます。

お問合せ先
南区戸籍課長 仁井田 尊史 Tel 045-341-1114